

東京都公安委員会告示第 280 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第26条又は第34条第2項の規定による行政処分について、同法第41条第1項及び第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年10月5日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 日時

令和8年10月13日 午後1時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 事案番号

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第1項の規定による令和8年聴聞第52号
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第1項の規定による令和8年聴聞第53号
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第1項の規定による令和8年聴聞第54号
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第1項の規定による令和8年聴聞第55号